

令和 4 年度基本政策小委員会の審議の経過等について

令和 5 年 3 月 1 7 日
文化審議会著作権分科会
基本政策小委員会

1. はじめに

第 22 期文化審議会著作権分科会基本政策小委員会（以下「本委員会」という。）においては、知的財産推進計画 2022（令和 4 年 6 月 3 日知的財産戦略本部）や文部科学大臣からの文化審議会に対する諮問「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」（令和 3 年 7 月 19 日）等を受けて、主にデジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応について、意見交換等を行ってきた。

その審議の経過等は、2. の記載のとおりであり、これらの事項については来年度以降も引き続き検討を行う必要がある。

2. 審議状況について

第 21 期文化審議会著作権分科会基本政策小委員会においては、音楽分野を対象とした実態調査結果の報告等を踏まえ、議論を行い、今後、音楽以外の分野における実態の把握についてさらなる調査研究を行うなどして検討を深めていくべきこととされた。

本委員会では、前期の審議を踏まえつつ、DX 時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る今後の検討に向けた論点について議論し、以下（1）から（3）に掲げる項目ごとに具体の論点の明確化を行った上で、これらに沿って実態調査報告等を受けるなどして、審議を行った。

（1）対価還元の実態把握と分析について

デジタルコンテンツ市場の中で拡大している代表的な分野として、音楽以外では電子書籍と映像が挙げられ、それら分野での対価還元の実態を把握すべく事務局において委託調査研究が実施された。

電子書籍では、まず、デジタルプラットフォームサービスとしては、内資系や外資系ともに存在し、また、大手の IT 企業が運営するものから出版社が運営するもの、それらとは異なり新規に電子書籍アプリを提供するものまで多種多様なものが存在することが確認された。

契約形態の実態については、基本的には料率など経済的条件を契約書に明記して締結さ

れていること、契約締結後の履行状況に関しては、例えば、売上報告と支払通知が著者に対してセットで行われているなど、対価の算定根拠となる著作物の販売実績などの定期的な説明がなされているとのことであった。

著者に対する対価の料率については、既存の出版社がリードする形で我が国の電子書籍市場を開拓してきたこと、即ち、2000年前後の電子書籍の黎明期に、販売価格を引き下げつつ、かつ著者に対する報酬を販売額に対してやや引き上げるような対応がとられたことなどの経緯を経て、紙書籍の市場と比較しても大きな差異が生じていないという今日の状態に至ったのではないかとの意見が得られた。また、定額配信では、ページビューを基準に売上の一定割合という形で計算されているなどのケースがあるとの知見が得られた。

また、紙と電子いずれの形態であっても、書店と出版社の間に取次が存在することにより、対価の料率などの交渉が円滑に行われているのではないかとの見解が多数得られた。

映像については、まず、配信事業者について、内資系と外資系の別に加え、既存の国内放送事業者が運営するものやユーザーによって制作されたコンテンツを配信するものなど多種多様に存在することが確認された。

契約の実態については、SVOD (Subscription Video On Demand) やPPV (Pay Per View)、AVOD (Advertising Video On Demand) といった配信サービスの形態、独占/非独占といったライセンスの形態や、配信事業者のオリジナル作品のうち製作の主体が配信事業者か映画会社等であるか、二次利用について一定期間制限をかけるホールドバックの条件、作品単体かそれとも複数作品まとめた扱いとするかなどによって、個別に異なるとのことであった。

著作権者への対価については、例えばSVODでは固定報酬、PPVは比例報酬が一般的であるなど、サービスのタイプごとの大まかな傾向はあるものの、前述のとおり対価の形成に当たって考慮される要因が多岐に渡る上、作品ごとの違いもあるため、個別性が高いとのことであった。対価に関する情報提供については、固定報酬の場合には、その報酬の性質上、総再生数等の情報が共有されないことが多い一方、比例報酬ではそうした情報は提供されるとのことであった。

また、配信事業者の登場による市場環境の変化に関しては、全世界での作品展開のハードルの低下によるビジネスチャンス拡大への期待等がある一方、国の内外での商慣習の相違に伴う摩擦や存在感を増す外資系配信事業者の方針転換が業界全体に与える影響を懸念する声があるなど、両面での受け止めがうかがわれた。

平成31年6月にEUにおいて発行されたデジタル単一市場の著作権に関する指令（以下DSM指令という。）でも関連の規定が設けられている報道機関とデジタルプラットフォームサービスとの関係については、著作権政策以外の分野での動向として、公正取引委員会から令和3年2月のデジタル広告の取引実態に関する調査や現在の取組の紹介がなされた。

今後、これまでの実態調査の結果を踏まえ、各分野に特徴的な課題や共通するような課題などを整理・分析していくとともに、引き続き可能な限り実証的、定量的な実態把握に取り組み、その際デジタルプラットフォーム上の侵害著作物の利用の状況など関連する実態にも目を向けながら検討を進める必要がある。

(2) クリエイターへの適切な対価還元の将来の姿について

令和4年12月に取りまとめられた分野横断権利情報データベースの在り方に関する研究会報告書の内容を聴取し、分野を横断して権利情報を検索することができるシステムを順次拡張させながら開発・実装していくことが大量の著作物等の利用に係る対価還元の基盤となることへの期待を確認した。さらに、将来的には、いわゆる「Web3.0」の時代において、例えばメタバース空間で人々が直接つながることで、人々が大量のコンテンツを利用でき、また、クリエイターがそこから直接報酬を得るようなことも拡大していくことなども見据えながら議論していくことの必要性を確認した。

その上で、「新たな対価還元策」の在り方を考えるに当たっては、スマートフォンなど機器の多機能化、サブスクリプションといった通信技術を生かしたサービスなど、著作物の流通や利用形態が新たな技術の下で急速に変化する中、クリエイターの立場からはどのような対価還元方策が望まれるのかといった観点からの検討、諸外国の状況、特に比較的クリエイターへの対価還元に関する理解が進んでいると考えられる欧州におけるDSM指令に対応した各国の法整備の進捗なども参考にして国内の課題を分析すること、コンテンツの利用者の視点を踏まえて「社会的な理解」やコストの低減をどのように志向すべきかといった観点からの検討、そのために一人一人の利用者やクリエイターの意見に耳を傾けながら議論していくことの重要性等を確認した。

私的録音録画補償金制度については、知的財産推進計画2022に基づき、関係省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査が実施され、その結果を踏まえ、私的録音録画補償金制度の新たな対象機器としてブルーレイディスクレコーダーを候補とし、令和4年8月より当該指定に係る著作権法施行令改正案についてパブリックコメントが実施された。事務局からは、パブリックコメントでの提出意見の概要と文化庁の考え方の案の説明がなされ、今回の改正案は過渡的な措置として政府において検討を進められてきた認識の下、本委員会での議論も踏まえ、政府としての対応を進めていくべきことと、新しい仕組みをスピード感を持って構想していくべきことの認識を確認した。なお、令和4年10月21日に著作権法施行令の一部を改正する政令が閣議決定された。

(3) 他の政策や著作物の取引との関係について

DX時代におけるクリエイターへの対価還元の在り方に関しては、著作権以外の政策、具体的には競争政策やデジタルプラットフォームに関する政策も密接な関連を有しており、こうした諸政策の政府全体の動向を踏まえつつ、著作権政策との役割分担にも留意し

ながら、必要な対応について議論していく必要性を確認した。

また、各分野の実態把握と課題の整理を踏まえつつ、特に関係者間における透明性の確保のための仕組みその他適切な対価還元に資する運用上の取組を含め、著作物の取引上の必要な対応の在り方について議論していくことの必要性を確認した。

3. 開催状況

第1回 令和4年10月5日（水）

- (1) 基本政策小委員会主査の選任等について【非公開】
- (2) 今期の基本政策小委員会における審議事項等について
- (3) DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策について

第2回 令和4年12月21日（水）

- (1) デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査中間報告（電子書籍）
- (2) 分野横断権利情報データベースに関する研究会報告書について

第3回 令和5年3月17日（金）

- (1) ニュースコンテンツ配信分野の実態調査について
- (2) デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査中間報告（映像）
- (3) 令和4年度基本政策小委員会の審議の経過等について

4. 委員名簿

	いけが い	な お と	一橋大学大学院法学研究科教授
	いのう え	ゆ り こ	一橋大学大学院法学研究科教授
	いま こ	さ ゆ り	日本知的財産協会デジタル政策プロジェクトリーダー
○	うえ の	た つ ひ ろ	早稲田大学法学学術院教授
	お お た	し ょ う ぞ う	明治大学法学部教授
	き し	ひ ろ ゆ き	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	く ら た	し ん	長崎大学人文社会科学域（教育学系）准教授
	こう の	や す こ	一般財団法人日本消費者協会理事
	さ か い	た か と し	エンターテイメント表現の自由の会代表
◎	す え よ し	わ た る	弁護士
	す が	ひ ろ え	S F 作家、光華女子大サブカルチャー論講師
	た む ら	よ し ゆ き	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	な か が わ	た つ や	弁護士
	な か む ら	い ち ぞ	i U（情報経営イノベーション専門職大学）学長
	に へ い	あ つ ひ ろ	一般社団法人日本ネットクリエイター協会専務理事
	は た	よ う い ち ろ う	一般社団法人日本レコード協会専務理事
	まる や ま	ひ で み	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会理事・同実演家著作隣接権センター運営委員
	よ し む ら	た か し	一般社団法人日本経済団体連合会 21 世紀政策研究所事務局長

※◎は主査、○は主査代理

(以上 18名)